

地域のために
使ってもらう、
そんな解決策が
あるんだ！



税金に
庭木の
手入れに
家の維持は
何かと大変



親から相続した
一軒家

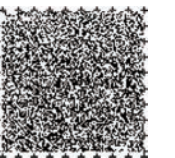


住んでいないと傷むし、
ご近所の目も気になる…

使われ
なくなった
二世帯住宅の
1階



もったい
ないから、
誰かに使って
もらえたら…



空き家・ 空き室を 社会に活かす という選択

世田谷区空き家等地域貢献活用相談窓口
令和8年度世田谷区空き家等地域貢献活用助成事業のご案内

子どもが
自立して
空いた部屋



広すぎる家、
不便はないけど
少しさびしい…

しばらく
入居者の
決まってい
ない
共同住宅の
空き室



建替えは難しいし、
売却もできれば避けたい…
どうしよう？

物置にして
おくのは
もったいない



使われていない建物や部屋を、
地域のために役立ててみませんか。

よくある質問

Q:ひと部屋だけでも
相談できますか？

A:一軒家の1階や1室のみでもご相談ください。状況をうかがい、最適な方向性をご提案します。

Q:古い家ですが
窓口の対象でしょうか？

A:新耐震基準(昭和56年6月1日に施行された耐震基準)を満たしている建物が対象です。基準を満たしていない場合、団体の活用が始まるまでに基準を満たすことが求められます。

Q:団体に貸すために
家財道具の処分や
内装の修繕が必要でしょうか？

A:事前に処分や修繕をしていただく必要はありません。家具や食器などは、団体がそのまま使用する場合があります。内装については団体の希望もありますので、費用負担を含めて団体との話し合いの中で決めていきます。

Q:団体とはどのような
契約形態になりますか？

A:不動産業者の仲介で賃貸借契約を結んでいただく形となります。家賃は団体との協議のほか、ご自身で設定することも可能です。



Q:マッチングの相手は
選べますか？

A:活用条件に沿った団体をご紹介します。その中から、ご自身の意向に合う団体をお選びいただけます。

Q:将来的に自分たちが
住む可能性もありますが…

A:期間限定の活用も可能です。将来については、その間じっくり検討していただけます。

Q:個人事業主に対してこの
窓口で空き家を貸せますか？

A:事業や商売など、営利を目的とされている場合は、個人・法人を問わず本窓口の対象外となります。

Q:ほかにはどのような
マッチング事例がありますか？

A:障害をもつ子どもの居場所やコミュニティスペースなど、マッチングから生まれた活用例は多岐にわたります。詳しくは窓口のホームページをご覧ください。



成立拠点一覧はこちら

令和8年度世田谷区空き家等地域貢献活用助成事業

空き家等を活用したい団体に対し、最大300万円まで初期整備費用を助成します(少額から応募できます)。

第一期募集

令和8年 4月1日 から 6月10日まで

第二期募集

令和8年 7月1日 から 9月10日まで

第三期募集

令和8年 10月1日 から 12月10日まで

※予算上限に達した時点で、次期の募集を終了します。

対象物件

- 応募時点で新耐震基準や建築関係法令を満たしている、あるいは応募する企画に含まれる改修の実施により基準等を満たすもの
- 建築確認済証またはそれに準ずる書類があることほか

対象団体

- 区内において地域貢献活動を行う団体またはその連合体
 - 対象となる物件で5年以上活動を継続させることほか
- ※窓口でのマッチング後、活用に必要な家具等は世田谷区から粗大ごみリユース品を提供できる場合もあります

お問い合わせ

世田谷区空き家等地域貢献活用相談窓口

公益財団法人 世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課内
〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎1階

TEL.03-6379-1621 FAX.03-6379-4233

窓口ホームページ

窓口の詳細や助成事業の応募要領は下記をご確認ください
<https://www.setagayatm.or.jp/system/akiya>

メール

ack@setagayatm.or.jp



窓口の詳細はこちら

＜個人情報の取り扱いについて＞当財団にお寄せいただいた個人情報は、本事業実施のために必要となる連絡・対応のために利用します。取得した個人情報は、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除いて第三者に提供することはありません。また委託する際は、利用目的の範囲内で適法にこれを行います。開示請求等の場合は個人情報保護管理者:管理課長(電話03-6379-4300)までお問い合わせください。上記＜個人情報の取り扱いについて＞に同意した上でお問い合わせください。



せたがや空き家活用ナビ

地域貢献活用以外の空き家に関するご相談は「せたがや空き家活用ナビ」※までお問い合わせください。

※世田谷区の協定事業者が運営する窓口です

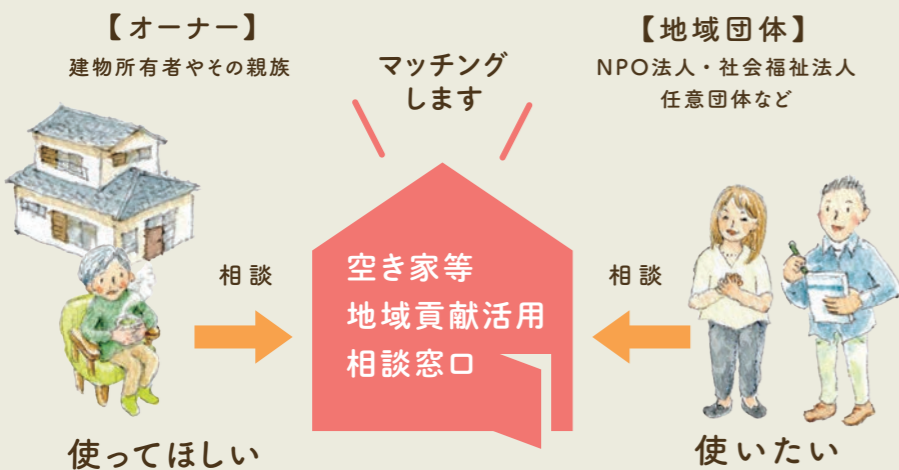
せたがや空き家活用ナビ

検索

空き家・空き室を、 まちを豊かにする資産に。 世田谷区が提案するのは、 「地域貢献」という 新しい活用のかたちです。

世田谷区空き家等地域貢献活用相談窓口では、区内に空き家等※をお持ちで、住まいの公益的な利活用に関心があるオーナーからご相談を受け付けています。ご意向をうかがい、地域を良くする活動に取り組む団体とのマッチングをお手伝いします。

- ※空き家等とは…
- 【空き家】人が住んでいない戸建ての住宅
 - 【空き室】共同住宅等の空き住戸
 - 【空き部屋】戸建て住宅・共同住宅等の使われていない部屋



相談からマッチングまでの流れ

- 1 まずは相談（ご意向確認）
- 2 物件調査
- 3 窓口対象の可否を判断
- 4 地域団体の見学会
- 5 マッチング成立

活用例



放置寸前だった実家の1階を、 親子が安心して過ごせるつどいの場に。 高齢者の居場所としても活用中。

ふくふくのいえ（喜多見9丁目）

子ども時代を過ごした愛着のある家を「手放す」以外の方法はないかと、リサーチを始めたオーナーの中野さん。本窓口にご相談したことをきっかけに、区内の子育て支援団体と出会い、家で子育てをする人を応援しようと、地域のための活用を決めました。開設に向けては、団体が本事業の助成金（裏面参照）を利用し、ウッドデッキと和室を改修。現在、中野さんの実家は「おでかけひろばFUKU*fuku」として地域に開かれ、まちに居場所を見つけにくい未就学児と親たちの貴重なセカンドプレイスとして愛されています。

オーナーにお聞きしました

実家を地域に開いて良かったと思うことは何ですか？

家を単に貸したり売ったりするのは到底出会えない、さまざまな人とつながりが築けたことです。「貨幣価値」には換算できない「体験価値」を得られたこと、それが財産のように貴重だと感じています。

地域貢献活用のメリットは何だと思われますか？

（人が出入りするので）防犯面の不安が解消できます。お世話になった地域への恩返しにもなりますし、母に喜んでもらったことが娘としてとてもうれしいです。

本窓口の利用を考えている方に向けてメッセージをお願いします

私も決断するまで3年ほどかかりました。迷っているようなら、地域で活動する人に相談したり、空き家活用の講座などに参加してみてもいいかもしれません。この窓口も含めて、世田谷には一緒に悩んでくれる人がたくさんいます。プロセスを楽しみながら、「やってみよう」という気軽な気持ちで踏み出してみることをお勧めします。

① 区の事業である親子のつどいの場「おでかけひろば」の様子。乳幼児の一時預かりもやっている ② 建物の外観。ブロック塀が撤去され、ベビーカーが置きやすくなった ③ 畳を板間に替え、壁はDIYで珪藻土に塗り替えた ④ オーナーの中野瑞子さん



【実際の活用までの道のり】

- 2013年 実家が空き家状態になる。
- 2015年 実家の活用方法を検討しはじめ、相談窓口にお問い合わせ。
- 2016年 窓口の紹介で、子育て支援団体の代表・橋本陽子さん（一般社団法人よこいと）と出会う。
- 2016年 団体が助成金に申請。室内の改修をDIYで行う。
- 2017年 「おでかけひろばFUKU*fuku」オープン。



活用例



二世帯住宅の空いたスペースを、 地域密着型のデイサービスに。

ふくろうの家 世田谷梅ヶ丘（代田3丁目）

二世帯住宅の1階部分を活用した高齢者向けデイサービスです。庭に面した日当たりの良いリビングで、笑顔に包まれた一日が過ごせる「第二のわが家」のような施設に生まれ変わりました。



【オーナーの声】日中、家に誰かがいてくれるので安心感があります。
【利用者の声】いい意味で施設らしくないので馴染みやすく、のびのび過ごせています。

活用例



親が過ごした思い出のある一軒家を、 ひきこもり当事者の活動拠点に。

居場所カフェ コモリナ（北沢1丁目）

ひきこもりや発達障害など、生きづらさを抱える当事者の団体が活用しています。オーナーの親族が窓口にご相談したことでマッチングが成立しました。居場所は地域に開かれており、定期的にイベント等も開催されています。



【オーナーの声】母の施設入所を見越して、空き家になる前に相談できました。
【団体の声】拠点を持ったことで、自分たちだけの居場所ではなく、誰でも利用でき地域とつながる場になりました。